

宇佐市スポーツ大会等開催補助金交付要綱

平成 23 年 11 月 9 日

告示第 182 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日宇佐市告示第 90 号 平成 27 年 3 月 23 日宇佐市告示第 42 号

平成 28 年 4 月 25 日宇佐市告示第 127 号 平成 30 年 2 月 9 日宇佐市告示第 12 号

令和 2 年 8 月 3 日宇佐市告示第 197 号

(趣旨)

第 1 条 宇佐市スポーツ大会等開催補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇佐市補助金等交付規則（平成 17 年宇佐市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、スポーツ、福祉、医療、教育、文化等に関する大会、合宿、研修等（以下「大会等」という。）を市内で開催する団体に対し、その大会等の開催に要する宿泊費を補助することにより、本市への大会等開催を誘致し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる大会等（以下「補助事業」という。）は、本市において実施又は開催され、かつ、参加者が市内に所在する旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する宿泊施設に宿泊する大会等及びその他の市長が適当と認める大会等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて開催する大会等
- (2) 営利を目的として開催される大会等、国、自治体等が実施する大会等、宗教活動又は政治活動を目的として開催される大会等
- (3) 宇佐市農村交流センターに宿泊し、開催される大会等

2 補助金の額は、予算の範囲内とし、次の各号に掲げる大会等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正式に定められた実施要項（大会等の主催者、日程、次第、概要等を記載した文書をいう。以下同じ。）に基づき広く参加を募って開催される大会等 別表第 1 に定める額以内の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、主催者等の特定の者に参加対象を限定して開催される大会等 別表第 2 に定める額以内の額

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市スポーツ大会等開催補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要書類を添え、大会等の開催日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、宇佐市スポーツ大会等開催補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、宇佐市スポーツ大会等開催補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、宇佐市スポーツ大会等開催補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに宇佐市スポーツ大会等開催補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、宇佐市スポーツ大会等開催補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 補助事業者が、この要綱に違反又は虚偽の申請等を行ったことが認められたときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類等の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(見直し)

2 この告示の施行の日から3年を経過した場合には、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成25年3月29日告示第90号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第42号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月25日告示第127号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年2月9日告示第12号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年8月3日宇佐市告示第197号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	補助金の額
大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数 (以下「宿泊延べ人数」という。)が 500 人以上であるとき。	400,000 円
宿泊延べ人数が 400 人以上 500 人未満であるとき。	320,000 円
宿泊延べ人数が 300 人以上 400 人未満であるとき。	240,000 円
宿泊延べ人数が 200 人以上 300 人未満であるとき。	160,000 円
宿泊延べ人数が 100 人以上 200 人未満であるとき。	100,000 円
宿泊延べ人数が 50 人以上 100 人未満であるとき。	60,000 円
宿泊延べ人数が 20 人以上 50 人未満であるとき。	40,000 円

別表 2 (第 3 条関係)

区分	補助金の額
大会等の参加者等の市内宿泊延べ人数 (以下「宿泊延べ人数」という。)が 1,000 人以上であるとき。	500,000 円
宿泊延べ人数が 900 人以上 1,000 人未満であるとき。	450,000 円
宿泊延べ人数が 800 人以上 900 人未満であるとき。	400,000 円
宿泊延べ人数が 700 人以上 800 人未満であるとき。	350,000 円
宿泊延べ人数が 600 人以上 700 人未満であるとき。	300,000 円
宿泊延べ人数が 500 人以上 600 人未満であるとき。	250,000 円
宿泊延べ人数が 400 人以上 500 人未満であるとき。	200,000 円
宿泊延べ人数が 300 人以上 400 人未満であるとき。	180,000 円
宿泊延べ人数が 200 人以上 300 人未満であるとき。	120,000 円
宿泊延べ人数が 100 人以上 200 人未満であるとき。	70,000 円
宿泊延べ人数が 50 人以上 100 人未満であるとき。	40,000 円
宿泊延べ人数が 20 人以上 50 人未満であるとき。	30,000 円
宿泊延べ人数が 15 人以上 20 人未満であるとき。	10,000 円